

業者負担光熱水費の徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
藤井寺工科高等学校	<p>下記の工事について、学校が施工業者に負担金を請求していたが、水道料金の算出を誤り、徴収不足となっていた。</p> <p>工事名：大阪府立藤井寺工科高等学校プール改修その他工事                      工期：令和6年9月4日から令和7年3月6日まで</p> <table border="1" data-bbox="507 590 1495 772"> <thead> <tr> <th></th> <th>誤 (既収納額)</th> <th>正</th> <th>不足額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道料金</td> <td>444,812円</td> <td>445,225円</td> <td>413円</td> </tr> </tbody> </table>		誤 (既収納額)	正	不足額	水道料金	444,812円	445,225円	413円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
	誤 (既収納額)	正	不足額							
水道料金	444,812円	445,225円	413円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和8年1月16日）